

本社機能等移転促進事業について
(本社機能等移転促進補助金【新規】)

産 業 集 積 課

1 目 的

県内への本社機能等の移転を促進することにより、多様で安定的な雇用の創出を図る。

2 概 要

- ・対 象 企 業：県内に本社機能等を移転し本店登記するもの
 (本店登記は案件に応じ協議)
- ・雇 用 要 件：県内への本社機能等移転に伴う増加常用雇用者2人以上
- ・対 象 経 費：移転に要する事務経費、建物及び付属設備、一般設備、生産設備、従業員の転居等に要する費用、新規常用雇用者の初年度人件費
- ・補 助 率：40%以内
- ・限 度 額：4千万円

※ 本社機能等……全社的な事業活動を統括する管理業務部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門及び研究所、研修所

3 予算額

92,846千円(補助金)

○本社機能等移転促進補助金内訳

(単位：千円)

企業名	業種	移転等所在地	事業概要	事業費	補助額	増加常用雇用者数(人)
(株)斉藤光学製作所	電子部品用基板製造業	美郷町	本社移転及び設備拡充	123,100	40,000	4
(株)エスツー	インターネット付随サービス業	秋田市	本社移転及び設備拡充	96,865	37,786	4
(株)日立パワーソリューションズ	エンジニアリング業	能代市	研修施設設置	37,652	15,060	2

【参考】国の特例措置適用に向けた県の対応について

(1) 地域再生法に基づく地域再生計画

全25市町村が参画する県計画を国に提出

(平成28年1月13日地域再生計画提出、平成28年3月末認定見込み)

※ 本社機能等に移転する企業が国、県等の特例措置(税の軽減)を受けるためには、県が地域再生計画を策定し国の認定を受ける必要がある。その後、該当する企業は、施設整備計画を県に提出し認定を受ける必要がある。

(2) 県税条例の制定

2月議会に「地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例(案)」(税務課)を提出